

柏市土砂等埋立て等規制条例の手続きについて
 ～都市計画法第 29 条第 1 項の開発行為の場合～

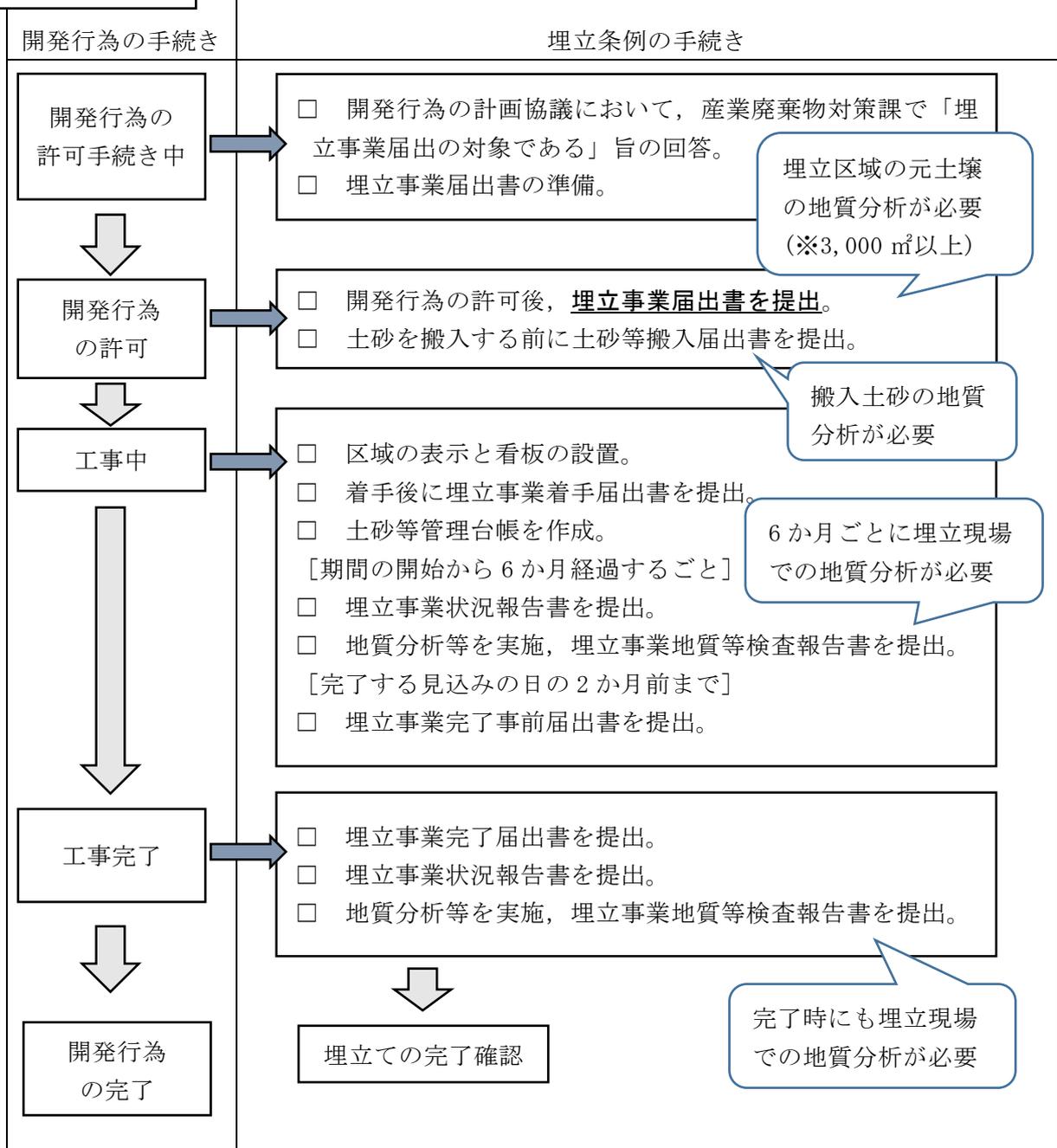
対象者

この解説は、都市計画法第 29 条第 1 項の開発行為の許可を受けて、搬入土により 300 m²以上の区域を埋立てて宅地造成等を行う事業者を対象としています。

※ 該当しない埋立事業を行う者や、該当者であっても変更等がある場合は、正規版の『柏市土砂等埋立て等規制条例の手引』をご確認ください。

※ なお、事業者が行うべき全ての義務・責務について記載していません。

手続きの流れ



注意事項

- 届出者は、開発行為の許可を受けた者（発注者）です。（施工業者ではありません。）
- 次のような場合には、できるだけ早く産業廃棄物対策課に連絡し、必要な手続きを確認してください。
 - ・ 造成構造が変わる場合（宅地造成の区割りや盛土の高さの変更など）
 - ・ 区域の増減（面積の変更）や土量の変更がある場合
 - ・ 土砂の発生場所が変わる場合
 - ・ 現場責任者が変わる場合
 - ・ 工期を変更（延長）する場合や事業を休止・中止する場合
 - ・ 予定工期（埋立事業届出の期間）までに工事が終わらない場合
 - ・ その他、何らかの変更が生じる場合や、疑問がある場合

費用に関するよくある質問

- 埋立事業届出にあたって手数料は必要ですか？
→ 届出にあたっての申請料、手数料等はかかりません。
- 地質分析等が必要な時期や検体数は？
→ ・ 地質検査は、埋立事業届出書の提出時（元土壌の分析，事業区域面積が 3,000 m²以上），土砂等搬入届出書の提出時（搬入土砂の分析），定期土壌分析（期間開始から 6 か月を経過するごとに事業区域の土壌を分析），埋立事業完了時（完了時の事業区域の土壌を分析）に必要です。
 - ・ 必要な検体数は、埋立事業届出書については手引き 28 ページの表に記載された数、土砂等搬入届出書については発生場所ごと、かつ発生場所 1 か所あたりの土量が 5,000 m³ごと、定期土壌分析及び完了時の土壌分析は事業区域面積を 3,000 m²未満の面積に等分した数です。
 - ・ 水質検査は、事業区域面積が 3,000 m²以上の場合に、定期及び完了時の地質検査のタイミングで各回 1 検体の検査が必要です。

時間に関するよくある質問

- 埋立事業届出書を提出してから受理されるまでは何日かかるのか？
→ 埋立事業届出書を提出した時点で受理になります（内容の訂正や添付書類の不足がある場合、後日対応を求めることがあります。）。
受理書は数日後に交付されますが、交付前でも土砂等搬入届出書の提出は可能です。
埋立事業届出書と土砂等搬入届出書を提出すれば、搬入土による埋立作業が実施可能になります。
- 埋立条例の届出（完了確認）が終わらないと開発行為は完了にならないのか？
→ 埋立条例と都市開発法は別の法規なので、完了の確認にあたって互いの手続状況は影響しません。

各届出書の作成要領，添付書類等について

- 『柏市土砂等埋立て等規制条例の手引』 26～56 ページをご確認ください。

条例の詳細については、柏市オフィシャルサイトの“土砂等の埋立て”のページをご覧ください。
◀ <https://www.city.kashiwa.lg.jp/jigyosha/environment/haikibutsu/dosha/index.html> ▶